

市税の徴収の猶予制度の特例



総務部税務課 ☎22-1121
各総合支所市民サービス課

◆市税の徴収の猶予制度の特例とは

下記の「対象となる方」に、市税の徴収猶予において、無担保かつ延滞金をなしとする徴収猶予を適用します。

◆対象となる方は

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方で、次の①・②のいずれも満たす方

- ①令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

◆申請期限は

令和3年1月31日までの各納期限まで

※令和2年6月30日までに申請があれば、令和2年2月1日に遡って適用します。

◆猶予される期限は

各納期限の翌日から最大1年間（延長不可）

◆申請に必要なもの

申請書、印鑑、減収を証明する書類（帳簿など）

寄附金税額控除の特例



総務部税務課
☎22-1121

◆寄附金税額控除の特例とは

文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、入場料等の払戻しを請求しなかった場合に、放棄した金額（上限20万円）を寄附金控除とみなし、個人住民税の税額控除の対象とします。

◆対象となるイベントは

主催者等からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が指定したイベント

◆必要となる手続き

- ◇イベント主催者への払戻請求権放棄の連絡
- ◇確定申告又は住民税申告

◆申告に必要なもの

イベント主催者が発行する「指定行事証明書」及び「払戻請求権放棄証明書」

中小事業者等の固定資産税の課税標準の特例



総務部税務課
☎22-1121

◆中小事業者等の固定資産税の課税標準の特例とは

下記の「対象となる方」に、令和3年度課税の1年分に限り、「償却資産」と「事業用家屋」に係る固定資産税の負担を軽減するものです。

◆対象となる方は

- ◇中小事業者等（個人①、法人②）
 - ①常時使用する従業員が1,000人以下の個人
 - ②資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

◆特例の内容は

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の売上が前年同期比で減少している場合、固定資産税を軽減します。

売上高の減少率	軽減割合
30%以上50%未満	2分の1
50%以上	全額

◆申請期限は

令和3年1月31日まで

◆申請に必要なもの

認定経営革新等支援機関等（注1）が交付する証明書及び同機関に提出した書類一式

（注1）税理士、公認会計士、弁護士など